

政府調達に関する協定 (要約版)

[発行元 財団法人建設業適正取引推進機構]

W T O 政府調達協定

1. 政府調達協定改定交渉の経緯

ガットにおいては、世界貿易の一層の自由化及び拡大を図るため、政府調達の分野においても内外無差別などの国際的規律の枠組を設ける必要があるとの認識から、1979年4月に物品を対象とする「政府調達に関する協定」が作成され、1981年1月から発効した（1988年2月に協定の一部改正が行なわれた。）。

我が国については、対象機関は国の機関と3公社（当時）等であり、予定価格が13万SDR（当初は15万SDR）以上の物品調達が対象とされた（ただし、1988年11月のアクション・プログラムにより、10万SDR以上の物品調達及び一部政府関係機関が対象となった。）。その後、ガット一般協定について、その枠組を物品からサービス分野まで拡大することを目標とするウルグアイ・ラウンドが開始されたため、この動きを踏まえて、政府調達協定も対象をサービスで拡大するため、1983年から交渉が開始された。

長年の交渉の後、1993年12月15日に交渉は実質的に妥結し、1994年4月15日に参加各国による署名が行われた。新たな協定は、国会の承認等を経て1996年1月1日に発効した。

なお、これらの改定交渉後、これまでのガット体制に代わるものとして、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「W T O 協定」という。）に基づき、1995年1月1日に世界貿易機関（W T O）が設立された。

W T O 協定は、サービス貿易、知的所有権等の新しい分野も含むウルグアイ・ラウンド交渉の成果を包括的に実施する制度的枠組を創設するため、新しい国際機関としてW T O を設立することを規定するとともに、W T O の任務、組織、地位等を規定している16条の本文及び附属書1から附属書4で構成されている。

新たな政府調達協定は、このうち附属書4「複数国間貿易協定」の一つとして収録された。

政府調達協定等の複数国間貿易協定は、W T O 協定とは独立した国際約束であり、その締結、効力及び改正等はW T O 協定とは別にそれぞれの協定の定めるところによるものであるが、政府調達協定がW T O の下に位置付けられている協定との意味から、本書では、「W T O 政府調達協定」と記すことにする。

2. 主な協定事項

(1) 物品調達に加えて、建設サービス（工事、設計・コンサルティング業務）、広告、コンピュータ処理及び印刷等のサービスが対象に追加された。

なお、実施設計、設計・積算補助業務等の単純・定型的なサービスは除外された。

(2) 国の機関（中央政府）に加えて、地方公共団体（都道府県＋政令指定都市）及び政府関係機関（公庫・公団等84機関）が対象機関に追加された。

- (3) 日本の運用基準額（主要国の適用基準額については4.(3)参照）

区 分	中 央 政 府	地方公共団体	政府関係機関
産 品	1,900万円	2,900万円	1,900万円
サービス	1,900万円	2,900万円	1,900万円
建設サービス(工事)	6億6千万円	22億2千万円	22億2千万円
建設コンサルティングサービス	6,600万円	2億2千万円	6,600万円

(注) SDRの換算は、13万SDR=1,900万円を基に算定した。

- (4) 手続の充実（苦情申立手続）

第三者機関による調達手続についての苦情申立手続の整備が追加された。

3. 協定参加国

オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、EC、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

4. 新たな協定の概要

本協定は、本文及び4の附属書から成っている。

(1) 本 文

第1条 通用範囲

本協定は、附属書Iにおいて特定される機関による契約手段による調達（物品、サービス及び物品とサービスの組合せを含む。）であって、同附属書に規定する基準額以上の価額のものについて適用される。

第2条 契約の評価

契約価額の算定にあたっては、手数料、受取利子等すべての形態の報酬が考慮される。協定の適用回避のために、評価方法の選択又は契約の分割を行ってはならない。

第3条 内国民待遇及び無差別待遇

政府調達に係る法令、手続及び慣行について、他の締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。

第4条 原産地に関する規則（略）

第5条 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇 (略)

第6条 技術仕様

- (1) 機関の定める技術仕様は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらす効果を有するものであってはならない。
- (2) 技術仕様は、デザイン又は外形的な特徴ではなく性能を基準とし、国際規格、国内強制規格、国内任意規格又は建築基準法規に基づいて定められるものとする。
- (3) また、原則として、入札において特定の商標、商号等を要件としてはならない。

第7条 入札の手続

本協定において、入札手続は、公開入札（利害関係を有するすべての供給者が入札を行う。）、選択入札（機関により招請された供給者が入札を行う。）及び限定入札（機関が供給者と個別に折衝する。）に分けられる。

(注) 日本の一般競争入札は、選択入札に該当し、随意契約は、限定入札に該当する。

第8条 供給者の資格の審査

- (1) 入札手続参加要件は、供給者の契約履行能力の確保に不可欠なものに限定され、供給者の能力は、国内及び国外の事業活動に基づいて判断される。
- (2) 供給者は、いつでも資格審査の申請ができる。

第9条 調達計画への参加に対する招請

(1) 機関は、限定入札の手続による場合を除くほか、附属書Ⅱに掲げる適当な出版物（官報、県報又は市報等）に定められた事項を公示する。また、このうち契約の対象事項、入札書等の提出期限、契約に関する文書等の入手場所については、WTOのいずれかの公用語（英、仏、西）で記載される。

(2) 資格を有する供給者の常設名簿を保持する機関は、選択入札の手続に関し、毎年附属書Ⅲに掲げる出版物により保持する常設名簿の一覧表を公示する。

(注) 日本の一般競争有資格者名簿は、常設名簿に該当する。

第10条 選択の手続 (略)

第11条 入札の期限及び納入又は提供の期限

入札書が受領される期日は、常設名簿を使用する選択入札（日本の一般競争入札）においては、入札の招請状の発出の日から40日以上でなければならない。

第12条 入札説明書

供給者に提供される入札説明書には、定められた事項を記載することとする。

第13条 入札書の提出及び受領、開札並びに落札

入札は、書面又は郵便により行われる。

第14条 交渉 （略）

第15条 限定入札 （略）

限定入札が使用できる場合を公開入札又は選択入札に応じる入札がない場合、特許権等排他的権利の保護との関連を有する産品又はサービスを調達する場合、極めて緊急な理由による場合等に限定的に定めている。

第16条 調達の効果を減殺する措置 （略）

第17条 透明性 （略）

第18条 機関の業務に係る情報及び検討

- (1) 機関は、附属書Ⅱに掲げる適当な出版物（官報、県報又は市報等）により、落札の決定の後72日以内に、落札された産品又はサービスの特質及び数量等を公示する。
- (2) 機関は、落札者とされなかった者から要請があった場合には、その者の入札が落札とならなかった理由等に関する情報を提供する。

第19条 締約国の義務に係る情報及び検討 （略）

第20条 苦情申立ての手続

- (1) 供給者が調達に関してこの協定に対する違反の疑いがあると苦情を申し立てることを可能とする手続を提供する。
- (2) 苦情の申立ては、裁判所又は調達の結果に利害関係を有しない公平かつ独立した審査機関が審理する。

第21条 この協定の機関 （略）

第22条 協議及び紛争解決 （略）

第23条 この協定の適用除外

この協定は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置、公衆の道徳、公の秩序、公共の安全及び人の生命の保護のために必要な措置等をとることを妨げない。

第24条 最終規定 (略)

(2) 附属書

附属書Ⅰ：付表1から5までにおいて、この協定の適用範囲を規定する。

—付表1：中央政府機関を記載

—付表2：地方政府機関を記載

—付表3：この協定の規定に従って調達するすべての他の機関（政府関係機関）を記載

—付表4：この協定の対象となるサービスを記載

—付表5：この協定の対象となる建設サービスを記載

附属書Ⅱ：調達の公示及び落札後の公示のために締約国が使用する出版物を記載

附属書Ⅲ：選択入札の手続に関して資格を有する供給者の常設名簿についての情報を毎年公示するために締約国が使用する出版物を記載

附属書Ⅳ：法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び手続であってこの協定の対象となる政府調達に係るものを公表するために締約国が使用する出版物を記載

(3) 主要国の適用基準額

(単位：千SDR)

区 分	日 本	米 国	E C	カ ナ ダ	韓 国
[中 央 政 府]	31機関				
物 品	130	130	130	130	130
サ ー ビ ス	130	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
	建設コンクリート・サービス 450				
[地 方 公 共 団 体]	47県+12市	24州	全地方自治体	対象州未定	9道・ソウル・5市
物 品	200	355	200	355	200
サ ー ビ ス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
	建設コンクリート・サービス 1500				
[政 府 関 係 機 関]	*84機関	7機関	IT・運輸・エネルギー	連邦9法人	23機関
物 品	130	400	400	355	450
サ ー ビ ス	130	400	400	355	—
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
	建設コンクリート・サービス 450				

(注) 1. このほかに、オーストラリア等8の国と地域が参加している。

2. *政府関係機関のうち、JR7社、NTT、JTの株式会社についてはサービス（建設サービスを除く）を除く。